

令和4年7月1日

## 会員事業場 各位

(公社)東基連 立川労働基準協会支部  
〒190-0023  
立川市柴町 2-2-23 第2高島ビル 5階  
電話：042-526-3247 FAX：042-523-9144

### 令和4年度 無災害記録の報告について

会員事業場様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、産業災害撲滅のため一定期間無災害記録を樹立した会員事業場様に対し、当協会支部における「無災害記録証授与基準規程」に基づき、該当事業場について無災害記録証を授与いたします。

授与を希望される会員事業場様は、裏面 別紙（様式－1）無災害報告書に記入のうえ、8月31日（水）までに、郵送またはFAXにて事務局までご報告ください。

#### 無災害記録証授与基準規程

(目的)

第1条 産業災害撲滅のため、一定期間無災害記録を樹立した公益社団法人東京労働基準協会連合会立川労働基準協会支部会員事業場に対して授与します。

(対象)

第2条 この規定は、労働基準法の適用事業場に適用します。但し有期事業場については除外とします。

(無災害の期間)

第3条 無災害の期間は、1年以上（第一種）、2年以上（第二種）、3年以上（第三種）、5年以上（第四種）、8年以上（第五種）、10年以上（第六種）、15年以上（第七種）20年以上（第八種）とします。

2. 無災害の期間は、無災害記録証授与する年度を基準として、前年度末日より以前の期間とします。但し、既に授与された同種の無災害記録証授与の再授与は行わないこととします。

(無災害の基準)

第4条 第1条の無災害とは、業務上の災害のないことをいいます。

但し、休業のない災害は無災害として扱いますが、休業のない災害であっても、障害補償給付（労災保険法）の支給決定を受けた災害は、休業災害に含まれることとします。

(無災害記録達成の報告)

第5条 この規定による無災害記録を達成した事業場は、「無災害報告書」により支部協会事務局に提出することとします。

但し、報告については、毎年8月とします。

(附 則)

この規程は、令和4年4月1日から施行とします。

#### 安全衛生表彰規程

(労働安全衛生表彰基準)

第1条 原則として、無災害記録第三種・第五種・第七種・第八種を達成した事業場を対象とし、安全・衛生パトロールを実施し、「労働安全衛生実態調査表」等により、担当部会員による選考会議において表彰対象事業場と認められ、かつ、安全衛生管理活動が顕著であることとします。

(表彰)

第2条 安全衛生表彰は、支部長名で、表彰状を授与します。

(附 則)

この規程は、平成28年4月1日から施行とします。

(様式 - 1)

# 無 災 害 報 告 書

事業場名			
所在地	〒  Tel (    —    —    ) Fax (    —    —    )		
労働保険番号			
事業の種類			
主要業務又は製品			
代表者職氏名			
安全管理者名			
無災害起算年月日	年    月    日	樹立年月日	令和4年3月31日
無災害期間	年間	労働者数	人
同期間の不休災害			

上記のとおり無災害を樹立したので、授与基準規定第5条に基づき報告します。

令和4年    月    日

事業場名

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

(担当者名及び所属名) \_\_\_\_\_

電話(    —    —    )FAX(    —    —    )

注記 1. 保険番号は正しく、必ず記入して下さい。

(この番号は、労働保険申告書に記入されていて、労災保険請求等に使用する番号です。)

2. 無災害の期間は、授与基準規程第3条に基づきます。